

人種差別撤廃委員会 (CERD)
96セッション (2018年8月6日 - 30日)

日本

第 10 回・第 11 回日本政府報告書に関する
NGO レポート

2018 年 7 月 14 日

人種差別に反対する NGO 日本連合
Japan NGO Coalition against Racial Discrimination (JNCRD)
東京都中央区銀座 3-13-4 真光ビル 4F-B 〒104-0061 日本
TEL & FAX: +81 5031530391
Email: JapanNetwork1@gmail.com

JCNRDについて:

人種差別に反対する日本 NGO 連合 (JNC) は、日本における人種差別問題と外国における日本人への人権侵害問題について取り組む市民団体の集まりです。

JNCRD メンバー団体:

- ◆ 不当な日本批判を正す学者の会
- ◆ 慰安婦問題の意見書を見直す市民の会
- ◆ 自治基本条例に反対する市民の会
- ◆ ねつ造慰安婦問題 草の根の会
- ◆ 愛国女性のつどい花時計
- ◆ 日本の先住民と少数民族の権利を考える会
- ◆ 「真実の種」を育てる会
- ◆ 外国人参政権に反対する市民の会
- ◆ 捏造慰安婦問題を糺す日本有志の会
- ◆ なでしこアクション
- ◆ 捏造 日本軍「慰安婦」問題の解決をめざす北海道の会
- ◆ 日本沖縄政策研究フォーラム
- ◆ 政治的権利について研究する会
- ◆ 表現の自由勉強会
- ◆ 史実を世界に発信する会
- ◆ そよ風
- ◆ 慰安婦の真実国民運動
- ◆ 学校教育について考える会
- ◆ トロント正論の会
- ◆ 純日本人会
- ◆ 生き証人プロジェクト

目次

序文	-----	4
1. 琉球 / 沖縄の状況	-----	6
2. アイヌの人々の状況	-----	9
3. 朝鮮学校の状況	-----	14
4. ヘイトスピーチ解消法	-----	17
5. 外国人の政治的権利と地方参政権	-----	22
6. 反日の事例：日本政府の外交失策がもたらした被害	-----	25
7. 慰安婦とクマラスワミ報告	-----	30
付属書	-----	34

1. 琉球 / 沖縄の状況

(1) 関連する委員会勧告と日本政府報告

- 最終見解書(CERD/C/JPN/CO/7-9)のパラグラフ 21
- 日本政府報告書(CERD/C/JPN/10-11)のパラグラフ 34,35,36

(2) 主要点

最終見解書(CERD/C/JPN/CO/7-9)のパラグラフ 21 の勧告の撤回を要求する

(3) 背景 撤回を求める理由

(a) 沖縄県民は自らを日本人だと認識しており、沖縄県民は先住民族としての自己認識を持っていない。

<根拠>

- i. 石垣市の勧告撤回を求める意見書（付属書 1）
- ii. 豊見城市勧告撤回を求める意見書（付属書 2）
- iii. 沖縄県選出衆議院議員宮崎政久氏の撤回要求質疑（付属書 3）
- iv. 沖縄で琉球独立を公約に掲げて当選した政治家はいない。過去全員落選している。
- v. 沖縄県に琉球民族総合独立学会という団体があるが、会員数は数百人である。独立願望はごく一部の人たちである。
- vi. 琉球独立論のルーツは、1950年代の蒋介石の琉球独立工作にあり、沖縄の歴史を捻じ曲げて伝え、それを信じたごく一部の人たちが琉球独立論者となつた。

(b) 国会でも自治体の議会でも沖縄県民が日本人なのか先住民族なのか議論されたこともなく、先住民族としての権利を要求する声が議会にあがつたこともない。

<根拠>

- i. 沖縄県議会翁長知事の発言（付属書 4）

(c) 沖縄県で使っている「沖縄の自己決定権」という英単語は、英訳した時に、「self-determination」と誤訳されている。国連でスピーチした翁長知事も民族の自決権という意味で使っていないと答弁している。

<根拠>

i. 沖縄県議会翁長知事の発言(付属書 5)

(d) 国連人権理事会に沖縄県民を先住民族との勧告を求めてきた NGO 団体の主張は沖縄県民の思いを代弁していない。逆に捏造している。

(e) 日本人である沖縄県民に先住民族勧告をだすことは、沖縄県民に対する差別であり、人権侵害であり、委員会の存在意義に反する。

(f) 沖縄の言語は日本の方言であり日本語の一部である。沖縄は日本で最も伝統芸能が盛んな地域で、琉球民謡や琉球舞踊がしっかり継承されており、同時に方言も継承されているので絶滅する可能性は無い。日常会話の言語ではなく、東京の歌舞伎や能と同じように、伝統芸能として継承されていく。

(g) 沖縄の方言は島ごと、地域ごとに異なる。同じ学区でも少しづつ異なり学校で教えるためには方言の標準語をつくらなければならないという矛盾が生じる。つまり、学校での方言教育は不可能。また、方言を覚えたとしても、地元以外では方言が異なるので、県内でも別の地域の人と話す場合は、標準語で会話することになり実用性は皆無である。沖縄県の中学生、高校生の学力は全国でも低い位置にあるので、方言の教育より英会話など他の時間に使うべき。

(h) 現在の琉球列島に住む人々の核ゲノムDNAを解析した結果、遺伝的に琉球列島の人々は台湾や大陸の人々とつながりがなく、日本本土により近いという研究結果がでている。

<根拠>

i. 現代沖縄人DNAの遺伝系統「日本本土に近い」

琉球新報 2014年9月17日 (付属書 6)

(4) 結論

(a) 沖縄県民は日本人として生まれ、日本語の教育を受け、日本人として生きてきました。上述したように、先住民族との認識をもっておらず、県内では、その権利を求める声も運動を耳にしたこと也没有。また、勧告の存在も長い間誰も知らず、県民にはそれを理解させることも説明することも難しいぐらい、非常識なことなのです。しかし、時間をかけて運動をした結果、県内で撤回の声をあげることができ、理解してくれる議員が現れ

た結果、やっとで複数の市議会で意見書が可決することができたのです。それは、本来必要のない無駄な仕事です。

(b) 日本人である沖縄県民に先住民族勧告をだすことは、国際社会に誤解を与え、沖縄県民に対する無用な差別や人権侵害を生み出すことになります。それは、委員会の存在意義に反します。早急に撤回すると同時に、同じ過ちを繰り返さないように、何故、誤認識したのか原因を調査し、再発防止策を講じるようお願い致します。

レポート担当「日本沖縄政策研究フォーラム」

付属書

1.	石垣市『国連の「沖縄県民は先住民族」とする勧告の撤回を求める意見書』	- 35
2.	豊見城市『国連各委員会の「沖縄県民は日本の先住民族」という認識を改め、勧告の撤回を求める意見書』	----- 36
3.	衆議院議委員 宮崎政久（内閣委員会）2016年4月27日	----- 38
4.	沖縄県議会翁長知事の発言①	----- 42
5.	沖縄県議会翁長知事の発言②	----- 45
6.	『現代沖縄人DNAの遺伝系統「日本本土に近い』』 琉球新報 2014年9月17日	----- 48

付属書

琉球 / 沖縄の状況

1. 石垣市『国連の「沖縄県民は先住民族」とする勧告の撤回を求める意見書』 ---- 35
2. 豊見城市『国連各委員会の「沖縄県民は日本の先住民族」という認識を改め、勧告の撤回を求める意見書』 ----- 36
3. 衆議院議委員 宮崎政久（内閣委員会）2016年4月27日 ----- 38
4. 沖縄県議会翁長知事の発言① ----- 42
5. 沖縄県議会翁長知事の発言② ----- 45
6. 『現代沖縄人DNAの遺伝系統「日本本土に近い』
琉球新報 2014年9月17日 ----- 48

慰安婦とクマラスワミ報告

1. 米国陸軍インド・ビルマ戦域所属情報部心理作戦チーム情報室日本軍捕虜尋問報告
第49号 (米公文書館所蔵) ----- 50
2. 米国陸軍インテリジェンス民間韓国人捕虜尋問報告書リスト 76 1945年3月28
日 (米公文書館所蔵) ----- 58

琉球/沖縄の状況 付属書 1

石垣市 勧告撤回を求める意見書 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000190405.pdf>

国連の「沖縄県民は先住民族」とする勧告の撤回を求める意見書

国連の「自由権規約委員会」が 2008 年と 2014 年に、「人種差別撤廃委員会」が 2010 年と 2014 年に、日本政府に対し、琉球・沖縄の人々を先住民族として認め、権利や伝統文化、言語を保護する旨の勧告を 4 回行っている。

しかしながら、沖縄の方言には、古い大和言葉が数多く残っており、生活様式も本土と何ら変わるものではない、同一民族であり先住民族との指摘は当たらない。

また、沖縄県内のそれぞれの地域に残る伝統芸能や文化の継承も自発的に活発に行われており、権利の保護に関しても国内政治と国内法に則り解決されるべきものであり、国連から勧告を受けるものではない。

沖縄県民は、日本国の他都道府県民同様に、世界最高水準の人権が保護され、質の高い福祉、医療、教育を享受している。

国連による「沖縄県民は先住民族である」という勧告は、法的な拘束力を有するものではないが、沖縄県が行政区域とする尖閣諸島を含む領土領海、天然資源や海洋資源がどこに帰属するのかを問題にされかねず、あらゆる面で大きな危険性を内在させるものであることから、当市議会は、政府に対し、国連の勧告を撤回させることを強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 28 年 6 月 20 日

石垣市議会

あて先 内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、沖縄及び北方対策担当大臣

琉球/沖縄の状況 付属書 2

豊見城市 勧告撤回を求める意見書

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000190405.pdf>

国連各委員会の「沖縄県民は日本の先住民族」という認識を改め、
勧告の撤回を求める意見書

2015 年 9 月 14 日～10 月 2 日までスイス・ジュネーブで開催された国連人権理事会において、9 月 22 日翁長雄志沖縄県知事の国連演説が行われた。知事の国連演説は、島ぐるみ会議が国連 NGO の「反差別国際運動」と「市民外交センター」と調整をして実現した。

この 2 つ

の国連 NGO は「沖縄県民は先住民である」と国連に働きかけてきた団体であり、知事の発言枠は「市民外交センター」から譲り受けたものである。このような環境の中での翁長知事の発言は本人の発言内容や意図と関係なく「沖縄県民は先住民である」と誤った認識を世界に発信した。

何故なら 2008 年には既に、市民外交センターのアドバイスを受けた琉球民族独立総合研究学会松島泰勝氏の訴えで、国連から日本政府に対し、沖縄県民は先住民族で日本人ではないという勧告文が出されている。

その内容とは、「32. 委員会は、締約国が正式にアイヌの人々及び琉球・沖縄の人々を特別な権利と保護を付与される先住民族と公式に認めていないことに懸念を持って留意する。

(27 条) 締約国（日本）は、国内法によってアイヌの人々及び琉球・沖縄の人々を先住民族として明確に認め、彼らの文化遺産及び伝統的生活様式を保護し、保存し、促進し、彼らの土地の権利を認めるべきである。締約国はアイヌの人々及び琉球・沖縄の人々の児童が彼らの言語で、あるいは彼らの言語及び文化について教育を受ける適切な機会を提供し、通常の教育課程にアイヌの人々及び琉球・沖縄の人々の文化及び歴史を含めるべきである。」というもので

ある。これに対し日本政府は勧告を認めなかつたが、国連は 2010 年、2014 年に再度勧告を出している。

しかし、私たち沖縄県民の殆どが自分自身が先住民族であるとの自己認識をもっておらず、県民の知らないところでこのような勧告が出されているのは甚だしく遺憾であると言わざるをえない。

私たち沖縄県民は米軍統治下の時代でも常に日本人としての自覚を維持しており、祖国復帰を強く願い続け、1972年（昭和47年）5月15日祖国復帰を果たした。そしてその後も他府県の国民と全く同じく日本人としての平和と幸福を享受し続けている。

それにもかかわらず、先住民の権利を主張すると、全国から沖縄県民は日本人ではないマイノリティーとみなされることになり、逆に差別を呼びこむことになる。

私たちは沖縄戦において祖国日本・郷土沖縄を命がけで日本人として守り抜いた先人の思いを決して忘れてはならない。沖縄県民は日本人であり、決して先住民族ではない。よって、国連の各委員会には「沖縄県民は先住民である」という認識を早急に改め、勧告の撤回を求めるものである。更に、日本政府、沖縄県の各行政機関は、国連各委員会が「沖縄県民は先住民である」という認識を早急に改め、勧告の撤回をするよう働きかけることを要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成27年12月22日

沖縄県豊見城市議会

〈宛先〉外務省、内閣総理大臣、沖縄県知事

琉球/沖縄の状況 付属書3

衆議院議事録より <http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/syugiin/190/0002/19004270002014a.html>

衆議院議委員 宮崎政久(内閣委員会)

2016/04/27



<動画> <https://youtu.be/RrTe0o2BzxQ>

○宮崎(政)委員 自由民主党の宮崎政久です。

きょうは、質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。

早速質問をさせていただきたいと思います。

まず最初に、国連から我が国政府に対して、沖縄県民は日本の先住民族であるとして、さまざまな措置を講ぜよと勧告を受けているという問題について取り上げたいと思っております。

二〇〇八年、平成二十年十月以降、国連から日本政府に対して複数回にわたって、沖縄県民が先住民族であるとして勧告がなされております。委員長のお許しをいただいて資料を配付しておりますので、資料の一及び二をごらんいただければと思います。

資料一は、自由権規約に関する勧告であります。上段の方は二〇〇八年のもの。下線部分を読みますが、締約国というのは我が国のことであります、締約国は、国内法によって琉球、沖縄の人々を先住民族として明確に認め、彼らの文化遺産及び伝統的生活様式を保護し、保存し、促進し、彼らの土地の権利を認めるべきである。

二〇一四年の下段の方も下線を引いてありますが、締約国は、法制を改正し、琉球及び沖縄のコミュニティーの伝統的な土地及び天然資源に対する権利を十分保障するためのさらなる措置をとるべきであるという趣旨のことが勧告されているわけです。

政府は当然この事実を知っているというふうに理解しておりますが、政府の立場、沖縄県民は先住民族であるというふうに認めているのかどうか、お答えいただきたいと思います。

○飯島政府参考人 お答え申し上げます。

沖縄に住んでいる人々は、長い歴史の中で特色豊かな文化、伝統が受け継がれていると認識しておりますが、政府として先住民族として認識している人々は、アイヌの人々以外には存在いたしません。

この立場は人権条約の委員会に対しても説明してきており、これらの委員会の最終見解や勧告等によって、かかる日本の立場が変更されたということはございません。

○宮崎（政）委員 そもそも、これはどういう手続で行われているものなのか、この勧告というのは何なのかということをちょっと教えていただきたいと思っております。

日本は国連加盟国であります。この自由権規約委員会、資料の二の方には、先ほど読み上げませんでしたが、人種差別撤廃条約に関連する資料をおつけさせていただいております。二〇一〇年、二〇一四年と二つ書いてあるわけであります。この両委員会から出ている勧告に従う必要があるのか。そして、その勧告というのは国内法的、国際法的にどういう効力があって、我が国はこれを受けることによってどのような制約を受けることになるのか教えてください。

○飯島政府参考人 お答え申し上げます。

人権諸条約の委員会は、それぞれの条約の規定に基づき設置されており、条約の締約国の政府から提出される報告書の検討や勧告などを行う任務を付与しております。

例えば、先生御指摘の自由権規約委員会につきましては、我が国も締約国である自由権規約第二十八条の規定に基づき設置され、第四十条四の規定に基づき締約国が提出する報告を検討するとともに、委員会の報告及び適当と認める一般的な性格を有する意見を締約国に送付することとなっております。

これらの委員会による最終見解や勧告等は法的な拘束力を有するものではございません。

○宮崎（政）委員 県民の中にもさまざまな考え方の方がおられるでしょう。日本は民主主義国家ですから、さまざまな言論も自由もあっていいと思っています。ただ、多くの沖縄県民、ほとんどと言った方がいいんじゃないのかもしれないですけれども、先住民族だと思っていませんし、ましてや、一億三千万人の日本人が、沖縄県民というのは先住民族なんだというふうに思っている人はいないと私は思っています。

そういう私の個人的な考え、そして多くの国民の皆さんと同じ立場であると思っていますが、まことに失礼な話じゃないかなというふうに思うわけです。言ってみれば、私の家に勝手に入り込んで、うちは三人子供がいるわけですけれども、この子供の一人に向かって、君たちは兄弟だと思っているかもしれないけれども、兄弟じゃないよというふうに勝手に言われているんじゃないかな、こういう印象すら受けるわけあります。

先ほども申し上げたように、日本人全体が恐らく知らない、皆さんは知らないと思いますけれども、知らないばかりか、言われている沖縄県民もほとんど知らないというような状況で、勝手に先住民族として扱われているということなわけであります。

今、法的拘束力がないという御答弁ありましたけれども、私たちにしてみたら、政府に、勝手なことを言わせないでくれ、責任を持って、事実と異なるようなことを言わないでくれというふうに抗議をしてほしいんですよ。この民族分断工作と言ってもいいようなことを放置しないでほしいと私は思っています。

この勧告は国益にかかわる大きなリスクがあると思っています。資料の一の、先ほど読み上げましたが、二〇一四年、平成二十六年八月の勧告には、再度読みますが、こう書いてあるんです。締約国、これは我が国ですね、締約国は、法制を改正して、琉球及び沖縄のコミュニティーの伝統的な土地及び天然資源に関する権利を十分保障するためのさらなる措置をとるべきだと言っているわけです。

尖閣諸島を含む沖縄の土地、天然資源がどこに、誰に帰属するのかということを問題にされかねない話であります。

改めて言うまでもないことですが、沖縄、尖閣諸島を含めて、日本の国土であります。当たり前のこ

とに、あえて疑問を差し挟まれているかのような印象が拭えないです。沖縄というのは、紛れもない日本であります。

民俗学者の柳田国男という人がいます。方言の研究が有名であります。京都から生まれた言葉が同心円のように周囲にどんどんどんどん広がっていくので、都から遠く離れたところでは、例えば東北と九州で同じ言葉が残っている、方言周囲論というのを彼は研究して日本の民俗学を打ち立てていった人でありますけれども、沖縄でも全く同じような言語があるんです。

例えば、昆虫のトンボというのがいますけれども、トンボは、最も古い言葉では、古事記でアキズというふうに表現をされるそうです。これがどんどんどんどん同心円状に広がっていって、東北の岩手県や宮城県ではアゲズというふうな方言の言葉が残っている。そして、どんどんどんどん九州の方に行くと、宮崎県や鹿児島ではアケズと言う。沖縄の古い方言では、昆虫のトンボのことをアーケージュと言うんですね。同じなんです。

つまり、こういう古事記に記された言葉、万葉言葉も沖縄には残っていて、言語一つとっても、日本語を使う日本人が古来から沖縄に住んでいるということであって、私たち沖縄県民は紛れもなく日本人でありますし、先住民族ではありません。政府には、国連に抗議をして、こういう承服できない勧告を撤回させてほしいと思っています。

資料の三をごらんいただきたいと思います。

資料の三は、沖縄県の豊見城の市議会が昨年の十二月二十二日に、先住民族だという勧告を撤回させてくれという議会決議をしております。上から四段落目、「しかし、」というところから始まるところでありますけれども、「しかし、私たち沖縄県民の殆どが自分自身が先住民族であるとの自己認識をもっておらず、県民の知らないところでこのような勧告が出されているのは甚だしく遺憾であると言わざるをえない。」こういうふうに指摘をしています。全くそのとおりだと思います。

沖縄には、さまざまな困難な問題が今もありますよ、これは。基地の問題、戦争を踏まえた歴史的なさまざまな問題。基地の問題なんかは、過重な負担を解消してほしい、もっと日本国全体で分かち合ってほしい、何とかそういうことが解決に結びつく行動に結びついてほしいという思いをふつふつと、百四十万県民みんな持っています。

歴史という意味では、誇るべき文化も持っています。私自身も、実は、沖縄では琉球王朝絵巻といって、中国の冊封体制だったときに、冊封使が首里城に来たときに、王様に認めるよというふうにやった絵巻の行列儀式というのを復元したものがありまして、私も初めて参加したのは二十年前ぐらいになりますけれども、そんなものに参加して、中国から来た役人さんの格好をして行列を歩いたりみたいなことをしています。大人も子供もこんなことをやったりして、文化を大切にして、誇りに思って保存している。

でも、そのこととこの問題は全く違うんです。全く異質なものでありますので、放置することなく、しっかりと対応してもらいたいと思っております。

既に、資料の一と二で示したように、四回も勧告されているんです、同じような趣旨で。これが累次にどんどんどんどん積み重ねられていってしまうということになると、しかも、承服できない勧告が出たにもかかわらず、抗議もしない、撤回も求めないということになれば、これがまたかも既成事実であるかのようにひとり歩きすることも考えられないでしょうか、国際社会で。どうか、そういう取り組みをしてもらいたいと思っております。政府としての見解をお聞かせください。

〔委員長退席、中根（一）委員長代理着席〕

○木原副大臣 お答え申し上げます。

宮崎委員、長らく沖縄の問題に取り組んでこられた立場から、大変熱い思いで今御質問をいただきました。また、豊見城市議会の皆様の熱い決議も我々として受けとめております。

改めてこのプロセスを申し上げますと、まず、締約国、日本から報告をする、それに対して、予備審査も含めて本審査、審査をして、勧告なり最終意見というものが提案をされるということであります。

一旦出た勧告あるいは最終意見というものにつきましては、その全体あるいは一部を正式に撤回させるというプロセス自体は国連の中には存在をしていないというふうに承知しています。

ただ、今申し上げた一連のプロセスは一回で終わるものではありませんので、また次のプロセスが来たときに、私も、政府の立場と異なる意見あるいは勧告、あるいは我が国の実情を正確に反映していない勧告、意見につきましては、これまでも事実上の撤回あるいは修正をするようにそのプロセスの中で働きかけを行ってきておりますし、これからもしっかりと行っていきたいというふうに思います。

そして、今御指摘をいただいたこの豊見城市議会からいただいた決議も、その過程の中でしっかりと反映をさせていただきたいというふうに思います。

また、委員は、恐らくこのプロセスの中だけではなくて、もう少し幅広にさまざまな手段をとるべきでないかという思いを持ちながらの今の御指摘であろうというふうに思います。

どういったことができるか、真剣に、そして前広に検討してまいりたい、このように思っております。

○宮崎（政）委員 ありがとうございます。

このプロセスが、今、木原副大臣が御説明いただいたようなものであるということは理解しているんです。だから、今までも、次のプロセスのときに政府の見解を述べるということをやってきている。

ただ、私が申し上げたいのは、いま一度検討してもらいたいと思っているのは、それでは足りないんじゃないかなと。承服できないんだから、出たときに、これが例えば、委員会のプロセスであるかどうかは別にして、これはけしからぬよということで抗議をする、その意思を表明する、こういうことが私はあってしかるべきではないかと思っております。

ですから、ぜひ政府としての取り組みをまた御検討いただきたいと思っている次第でございますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

琉球/沖縄の状況 付属書4

沖縄県議会翁長知事の発言 ①

沖縄県議会議事録より 抜粋

<http://www2.pref.okinawa.jp/oki/Gikairep1.nsf/bf76642d1ed57158492581ed00348311/6c0b691f33583cb149258212000c0114?OpenDocument>

平成27年第7回沖縄県議会（定例会） 5号10月2日

○花城 大輔 加えて知事に、この項目で最後のお願いをしたいというふうに思っています。2008年、14年、国連人権理事会から日本政府に勧告が出されているのは御承知かと思います。要は、沖縄県民は先住民族であるからこれを保護しなさいという勧告であります。今回、ジュネーブに翁長知事が出席をしてNGOの団体で発言したことによって、私が先ほど申し上げたように、その沖縄県民が先住民族であることを進めようとしている団体の後押しをしてしまったと私は理解しているんですよ。なので、知事に県知事としての発言をお願いしたいというふうに思っています。

国連の人権理事会に対して、県知事の名前で沖縄にはそういう議論がなされたこともないし、こういうふうに先住民族であるというふうに勧告されたことに対しては、訂正をしていただきたいというふうに知事から求めていただきたいと思っています。いかがですか。（発言する者あり）

○議長（喜納昌春） 静粛に。

翁長知事。

○知事（翁長雄志） この自己決定権というものについては多くの県民がそれなりの立場で、ちょうど花城議員も今の立場で話をされておりまますし、それから先住民族であるということをお考えになっている方々もおられるんですね。独立論というのは、僕らがあの米軍の施政権下にあるときから独立をしたほうがいいという人もいましたし、アメリカの1州になったほうがいいという人もいましたし、日本に帰ろうという人もいろいろいました。ですから議論としてはあったんです。議論としては、これはまたもう議論があって何もおかしくはない沖縄の今日までの流れだとは思うんですよ。**しかし、私自身は、先住民族という議論をここでやってきたこともありませんし、私自身がそれを持っていって話をしてきたわけでもないんです。**歴史を客観的に中立的に私なりに話をした。しかしそれを聞く人たちがどのように思うかということについては、私が申し上げることはないわけでありまして、私からすると自由、平等、人権、民主主義、民主主義というのは特に去年の4つの選挙で民意もあらわれたにもかかわらず、ほかの都道府県では、知事さんや市長さんが選挙にも関係なく、いやできませんよと言ったらすぐ引き下がるのに、沖縄はあれだけの選挙を経てノーと言っても引き下がらないということについては、やっぱりこれは私たちからすると大変理不尽だというようなことを申し上げないと、この申し上げることについてどういうふうに感じられるかと言われても、私からすると日本国民として沖縄県民として言うべきことは言わなきゃいかぬという、この姿勢に立って言っておりますのでよろしくお願ひします。

平成28年 第 3回 沖縄県議会(定例会)

平成28年7月8日

○知事公室長（謝花喜一郎） 豊見城市議会の意見書、決議等は私も読ませていただきました。その中にはありますのは、やはり祖国復帰のときの県民の思いとか、そういったこともあります、それはそれとして、私も一定程度、共有・共感できる部分もございます。

ただ、やはりそういった思いもある中でまた、先ほどもちょっと答弁させていただきましたけれども、歴史的認識、これは琉球処分等の、それからさきの地上戦、そしてまた27年間に及ぶ施政権下の中で、そして今現在、基地が過重にあると。そういった中でいろんなものがあって、先ほどの国連決議をやった方々の思いとしてそういう発言があったのかなと。一方で先ほども言いました豊見城市の方々の意見も、それは市議会の意見として我々も、これは市議会の意見ですので、それはそれとして尊重しなければなりません。

いずれにしましても、さまざまな意見があるということの中で、県としてはまだ、この部分について十分議論をしているような状況にはないということで、意見を述べる立場がないというような答弁をさせていただいたということでございます。

○花城 大輔 また、ことしに入って沖縄県選出の国会議員の宮崎衆議院議員が、国会でこの件について述べています。また、その後に、琉球新報のアンケートで国会議員のコメントが載っているわけですけれども、オール沖縄の国会議員は、この国連勧告を撤回することに対しては、反対のようあります。

知事は、どうお考えですか。

○知事（翁長雄志） 花城議員の御質問にお答えいたします。

先住民族の件につきましては、きょう、あるいはまたきのうの議会等でも答弁したとおりでございます。

宮崎代議士が国会でどういう御質問をされたかというのはわかりませんけれども、やはり先住民族というものは、今まで県議会を含めて多くの議論をされてきたわけではございません。その意味で、またもう一つの話として反問権というような話も先ほどありましたけれども、私ども執行部には答弁権というのがあります、その意味ではよく御理解いただけるようなものを工夫して話をするんですが、工夫が今言ったように舌足らずで御理解いただけない場合もありますけれども、そういったものを補足しながらその意味合いを理解してもらうというようなことで話をさせてもらっています。

国会議員のほかの方々が先住民族についてどのように発言されているかも私は承知しておりますけれども、県の立場としては、今定例会で発言をしたものが私たちのベースであります。

○花城 大輔 でも、知事は自身の考えを述べられるべきだと思うんです。昨年10月に、私はこの問題に対して質問をさせていただいたときは、情報として知り得ていなかったんですが、その後の翁長政俊議員の質問の中で出てきた、この先住民族問題を国連を使って日本政府に勧告をさせた東京のNGO団体と一緒にジュネーブに行っているじゃないですか。そしてサイドイベントも一緒に出席して講演のようなものまでされている。

そうすると、この沖縄県民は先住民族であるという勧告を出したNGO団体と知事が行動をともにしているということがどんなメッセージを発するかということなんです。知事は、そういったことをわかっていて一緒に動いたんであれば、知事もそういう考え方だというふうになるわけです。沖縄県知事も一緒に行っているじゃないかということになるわけです。なので私は、昨年の9月定例会の中で、沖縄県民は日本人ですかという質問をしました。そして、独立は考えていますかという質問もしました。そし

て、この国連からの勧告を撤回するお気持ちはありますかという質問もさせていただきました。この3つに対して、知事がちゃんと答弁されなかったこともいまだにうわさになって、話題になっているわけですよ。だから、知事はこの件についてしっかりと考え方述べる責任があると思いますけれども、いかがですか。

○知事（翁長雄志） 改めてお答えを申し上げますけれども、先住民族という件については、まず先ほど来答弁しているとおり、県民の間でも議論されておりませんし、県議会の中でも今日まで大変な議論があったというわけでもございません。

また、いろいろ週刊誌等では、独立論がどうのこうのという話もありますけれども、それもごく普通に全部読んで考えますと、県民が多くの方々がそういうふうに思っているというようなこともその中からうかがい知れません。ですから、県知事の立場としてこの先住民という問題につきましては、私が右だ左だという、そういう形でお答えをするのは適当ではないと思っております。

それから、国連の場合には、NGOさんのそういった思いはともかくとしましても、私が向こうで言ったのは、人権委員会におきまして沖縄県の人権がある意味では、戦後70年の中で、特に自己決定権、地方自治という意味合いの中にも、自己決定権というものは含まれているというふうに日本政府の公式の冊子にもあるわけですから、自己決定権という言葉そのものが、先住民と100%同一というわけでは全くないんですね。ですから、人権という意味で自己決定権というものは、大変重要なことで、戦後の沖縄の70年の歴史は、ある意味では県民の自己決定権というのは、相当部分においてないがしろにされておったと。そして今回の辺野古のものも沖縄県の一連の選挙の民意等々で、これは厳しいですよという話もさせていただいておりますが、といったような中での改めての人権、自己決定権というものを沖縄県が選択ができるような、といった部分に御理解をいただきたいというような話をさせてもらっているわけであります、先住民族とこれが同一という形になりますと、これは私からしても議員の趣旨は理解しても、私からするとそのような形で答弁をするということについては、私からやる必要はないというふうに思っています。

○花城 大輔 知事の背景には、沖縄県民は先住民族だというふうに国連に勧告をさせる団体もいるし、そしてオール沖縄の国会議員はそのことに賛成をしている人がいるということで、私は理解をしておきます。

これは、知事が答弁しないのであれば、県議会で意見書を可決するぐらいの気持ちがないといけないんだろうというふうに思います。

そして、先ほどの尖閣の問題と合わせてこれはセットで利用される危険性もはらんでいると思うので、慎重に議論をしていきたいというふうに思っております。ただ、沖縄県民がわからないうちに4回も出されていました。しかも先住民族という言葉自体が定義もされていないと、これが世界の中でどのように扱われているのかということをまず県民に知らしめないといけないと思うわけなんですよ。なので、私たちもこの県内でそういった議論が公平に行われるよう努めないといけないというふうに思いますから、ぜひ続きはまた、いずれ議論をさせていただきたいと思います。

琉球/沖縄の状況 付属書5

沖縄県議会翁長知事の発言 ②

沖縄県議会議事録より 抜粋

<http://www2.pref.okinawa.jp/oki/Gikairep1.nsf/bf76642d1ed57158492581ed00348311/67eb5eca90e9e00149258212000bdadc?OpenDocument>

平成27年第7回沖縄県議会（定例会）

5号10月2日

○花城 大輔 失礼いたします。

自民党の花城大輔です。

通告の内容を変更して4番から質問をさせていただきたいと思います。

まずは、翁長知事、スイス・ジュネーブへの出張お疲れさまでした。

出発前の忙しい時期に自民党会派のために時間をとっていただいたことも感謝をしております。また、要請書を受け取っていただいて、この要請書には何の違和感もないと、そして何かあれば本会議で議論しましょうとおっしゃっていましたので、質問をさせていただきたいと思います。

冒頭でも申し上げましたけれども、面談した際に具志幹事長のほうからは、国連の場で我々沖縄県民が先住民として誤解を受けることのないよう注意していただきたいと。また、私のほうからは、特定の思想信条を持つ団体の主催するシンポジウムでありますから発言には注意していただきたいという旨を申し上げました。しかしながら、その際、知事からは、私は先住民という認識は今までないというコメントと、私も日本人としての誇りを持ってきたというコメントをいただいたにもかかわらず、残念ながら知事の演説、そしてサイドイベントであるNGOのシンポジウムの実態を見ますと、沖縄県民は先住民族であると発信してしまったと判断せざるを得ない状況があるというふうに思っております。

この件について知事の見解をお聞かせください。

○議長（喜納昌春） 休憩いたします。

午前10時49分休憩

午前10時50分再開

○議長（喜納昌春） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（町田 優） お答えします。

先住民につきましては、今回沖縄県民が先住民かどうかということについて議論をしておりませんで、このことについても知事は意見を述べてないと理解しております。

今回の国連人権理事会では、国際的な人権保護や自治権拡大の視点を踏まえつつ米軍基地から派生する人権や自己決定権の問題について沖縄県の立場を訴えたところでございます。

○花城 大輔 そのようなことを聞いているのではなくて、結果として沖縄県民が先住民族だというふうに発信をされてきたという、そういう判断をせざるを得ない状況があるというふうに言っているんです。

特に、人権理事会の演説において「self-determination」という英単語を使っておられますね。今公室長笑ったんで発音が悪かったのかもしれません、これは直訳すれば民族の自決権を意味します。しかも一般に常用されている単語ではないそうで、先住民族であることが前提として使われる言葉、すなわち民族の自決権を意味することになります。この対象となる人々は今回は我々沖縄県民ということになるわけですが、このことを発言して、沖縄の問題を訴えたということは、沖縄の人間が差別されている前提において沖縄県民が先住民族であるというふうに認識した上で使用したというふうになると思われます。

知事は、この英単語の意味を理解した上で使用したのかどうかお聞かせをいただきたいと思います。

○知事公室長（町田 優） 今、議員の御指摘された部分を日本語で訳しますと、沖縄の人々の自己決定権がないがしろにされている辺野古の状況を世界中から関心を持って見てくださいと、そういう言葉で説明しております、「self-determination」につきましては、自己決定権ということの意味合いで使っているところでございます。

○花城 大輔 繰り返しになりますけれども、この民族の自己決定権ということは、我々沖縄県民が先住民族であるという前提のもとで使われているということになるんですよ。そのことについての見解を述べていただきたいというふうに質問をしているんです。

○知事公室長（町田 優） 民族というわけではなくて、沖縄の人々のと、自己決定権という趣旨で使っております。

○花城 大輔 水かけ論になりそうなので終わります。（発言する者あり）

今やじで、我々はウチナーンチュドーとかと言われていますけれども、当然じゃないですか。私は日本に生まれたことを幸せに思っています。そして、沖縄で生まれ育ったこと

に誇りを持っています。今、先住民族という言葉が使われている中で、その誇りが傷つけられようとしているというふうに思っているんです。だから質問しているんですよ。我々が日本人であるとか、沖縄県民であるとか、そんなことを声高に言わないといけない、そんな状況が今あるというふうに危機感を感じているんです。やじを言っている人は、何を思想として持っているのか述べていただきたいと、私思いますね。

我々が先住民族であることを認めているのか、また、我々の子や孫たちがそういった関係で先住民族扱いされることを望んでいるのか、私は聞いてみたいというふうに思っています。

では、知事に対する質問に戻ります。

結果的に翁長知事が意図したとしても、そうでなかったとしても、全世界に誤解を与えるようなメッセージを送ったことは、私は確かだと思っております。これは、翁長知事としての職務の権限を越えたものであるかどうか、見解を伺いたいと思います。

○知事公室長（町田 優） お答えします。

各国の代表や世界のNGO等あるいは多くの方々に今沖縄が置かれている状況をお伝えするというのは、知事の職務の範囲内だと考えております。

○花城 大輔 ですから、先ほどから何度も同じことを言いますけれども、そんなことを聞きたいわけじゃないんですよ。

沖縄県民が先住民族であるという誤解を発信してしまったことについての見解を聞きたいと言っているんです。

○知事公室長（町田 優） 先ほど来申し上げているとおり、知事は先住民族という言葉は使っておりませんで、国連のスピーチでも沖縄の米軍基地から派生する事件・事故、それが沖縄県民生活に大きな影響を与えている。あるいは、あらゆる手段を使って新基地建設をとめる。そういう基地問題について発言しているわけでございます。（発言する者あり）

琉球/沖縄の状況 付属書6

現代沖縄人DNAの遺伝系統「日本本土に近い」

(琉球新報 2014年9月17日 10:19)
<https://ryukyushimpo.jp/news/prentry-231707.html>

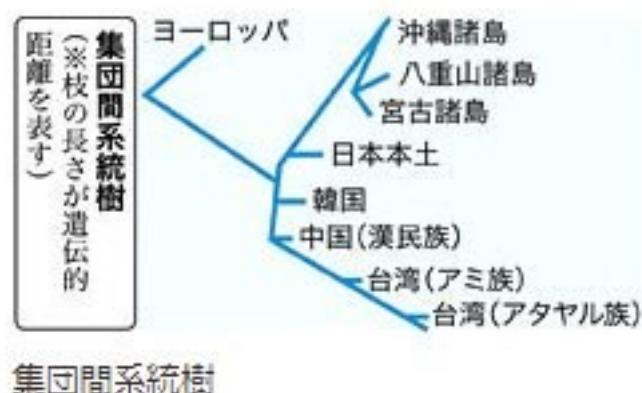
琉球大学大学院医学研究科の佐藤丈寛博士研究員、木村亮介准教授、北里大学、統計数理研究所の共同研究チームが、現在の琉球列島に住む人々の核ゲノムDNAを解析した結果、遺伝的に琉球列島の人々は台湾や大陸の人々とつながりがなく、日本本土により近いという研究成果を発表した。

琉球大学が16日、発表した。また、沖縄本島から宮古、八重山諸島へ人々が移住した時期をコンピューターで計算した結果、古くても1万年前以降と推定。宮古のピンザアブ洞穴人（2万6千年前）や石垣の白保竿根田原（さおねたばる）洞穴人（2万年前）は、現代の宮古、八重山の人々の主要な祖先ではないと結論付けた。

これまで、骨や一部DNAの分析から、琉球列島の人々は中国や台湾より日本本土の人々と近いとする研究成果が発表されてきたが、今回、初めて全ゲノムを網羅した解析によって同様の結果が導かれた。今後の琉球列島の人々の起源を探る研究の一助として注目されそうだ。

研究チームは、現在の沖縄、宮古、八重山諸島出身者数百人からDNAを採取し、ヒトゲノム全域に分布する60万個の単一塩基多型（SNP）を解析した。その結果、琉球列島の人々と台湾先住民は別系統の集団で、地理的に近接する八重山諸島の人々も台湾先住民との間に直接の遺伝的つながりがないと結論付けた。

港川人についても同チームは「琉球列島の人々と漢族が分岐した年代が縄文時代以降であると推定されたことから、沖縄諸島の人々の主要な祖先ではない可能性が高いと思われる」と推測し、今後さらなる精査が必要としている。



<用語>ゲノム

親と似た性質を子に伝える「遺伝」という仕組みの元になる情報のこと。細胞の核の中に、2本一組の鎖状のDNAという分子があり、鎖には塩基という物質が並んでいる。塩基はアデニン（A）、チミン（T）、グアニン（G）、シトシン（C）の4種類で、その並び順（配列）が遺伝情報になる。配列に従って約10万種類のタンパク質や酵素がつくれられ、体を形作る約60兆個の細胞の材料になったり、体の働きを制御したりする。